

独立行政法人北方領土問題対策協会 第2期中期目標の達成状況

第2期中期目標	第2期中期計画	現在までの達成状況																												
<p>1. 中期目標の期間 協会の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31までの5年間とする。</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成24年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成19年度）に対して、7%削減する。</p> <p>業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。</p> <p>「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）における主務大臣の見直し案（平成18年12月5日、以下「協会業務の見直し」という。）及び独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末に常勤職員を1名削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結</li> </ul>	<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会」（以下「協会」という。）は、中期目標に掲げられた事項を確実に実施し、その目標を達成するため、この計画を作成する。</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成24年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成19年度）に対して、7%削減する。</p> <p>業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。</p> <p>「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）における主務大臣の見直し案（平成18年12月5日、以下「協会業務の見直し」という。）及び独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末に常勤職員を1名削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結</li> </ul>	<p>1. 業務運営の効率化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標における一般管理費（人件費及び一時経費を除く）の削減目標の達成に向けて順調・計画通りに削減を図っているところ。</li> <li>また、業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）についても、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図っているところ。</li> </ul> <p>（一般管理費 単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="1838 1004 2359 1333"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画額</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td></td> <td>(46,730)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>44,233</td> <td>44,233</td> <td>44,195</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>44,037</td> <td>44,036</td> <td>42,615</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>43,843</td> <td>43,690</td> <td>42,555</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>43,650</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>43,458</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>22年度末に常勤職員を1名削減した。また、給与水準の適正性については、今中期目標期間中においては、ラスパイレス指数が100を下回っている状況であり、その状況は協会ホームページで公表しているところ。</li> </ul>		計画額	予算額	決算額	H19		(46,730)		H20	44,233	44,233	44,195	H21	44,037	44,036	42,615	H22	43,843	43,690	42,555	H23	43,650	—	—	H24	43,458	—	—
	計画額	予算額	決算額																											
H19		(46,730)																												
H20	44,233	44,233	44,195																											
H21	44,037	44,036	42,615																											
H22	43,843	43,690	42,555																											
H23	43,650	—	—																											
H24	43,458	—	—																											

<p>果や取組状況を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。</li> <li>契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</li> <li>内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。</li> </ul> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  (1) 国民世論の啓発  北方領土問題に関する正確な認識に基づく一致した国民世論の高揚・持続を図るため、以下の業務を行い、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政</p>	<p>果や取組状況を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。</li> <li>契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</li> <li>内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。</li> <li>財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。</li> </ul> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置  (1) 国民世論の啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・実施済み</u></li> <li><u>・真に競争性のある契約の実施に向けて、各種取組を実施し、「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月）についても平成 20 年度において計画を達成し、その状況を公表している。また、監査等において定期的にチェックを受けているところ。</u></li> <li><u>・内部統制・ガバナンス強化については、部内連絡会議等の場において、職員に対し注意喚起を行うとともに、規程の整備や規程に基づくコンプライアンス委員会を開催するなどして現状の適正把握に努めているところ。</u></li> <li><u>・一般業務勘定、貸付業務勘定のセグメント毎に決算等会計情報を公表しているところ。</u></li> </ul> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  (1) 国民世論の啓発</p>
---	---	--

法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。

① 北方領土返還要求運動の推進

幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き、全都道府県に働きかけるものとする。これらの活動の水準は100回以上を維持する。

これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施状況、これらの事業への国民の参加状況、講演会等参加者の反応の状況等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討するものとする。

① 北方領土返還要求運動の推進

幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を100回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。

これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、事業の内容の充実状況、これらの事業への国民の参加数等の状況、講演会等参加者の反応の状況（派遣講師等を通じて把握）等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する。

「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。

① 北方領土返還要求運動の推進

・推進委員とも連携しながら、引き続き各種返還要求運動が各都道府県で活動水準を100回以上に維持しながら適切に展開されるよう取組みを行っているところ。

・平成22事業年度計画においては、各種北方領土返還要求運動の実施による効果を、事業の実施件数、事業内容の充実状況、国民の参加数等の状況、参加者の反応状況等の指標により、適切に把握するよう努めるとともに、啓発事業の効果を把握するための指標についても検討を進めているところ。

・啓発施設については、意見箱による要望等も有効に活用し多くの来場者に北方領土問題を身近に感じてもらえるよう取り組んでいるところである。また、啓発3施設のうち2施設については施設の塩害・老朽化が進んでいたため、改修工事を実施したところ。

<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題に関する研修会の開催等の啓発を行う。また、北方領土問題教育者会議の設置について引き続き全都道府県に働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。</p> <p>研修会の開催等による効果は、参加者の反応の状況等により把握するものとするが、引き続き、事業による効果を把握するための指標についても検討するものとする。</p> <p>③ わかりやすい情報の提供 刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して北方領土問題や北方領土の現状等に関する情報提供を行う。その際、知識を分かりやすく伝える工夫に努める。</p> <p>(2) 北方四島との交流事業 北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組みの下での北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施するとともに、関係機関・関係団体とも連携を取りながら、</p>	<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握し、意見を事業に反映させるように努める。</p> <p>(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努め、その活動状況を把握する。</p> <p>③ わかりやすい情報の提供 刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して、北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう関連資料や最新のデータを幅広く提供する。協会のウェブサイトに関しては、特に学生や子供にも知識をわかりやすく伝えるよう工夫する。</p> <p>(2) 北方四島との交流事業 ① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。</p>	<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 ・北方少年交流事業、北方領土問題青少年・教育指導者研修会、北方領土ゼミナールなどの事業を実施しているところであり、プログラムの作成にあたっては、前年度の参加者からのアンケートの結果を活用しているところ。</p> <p>・北方領土問題教育者会議の設立状況：37 都道府県（平成 23 年 4 月現在）</p> <p>③ わかりやすい情報の提供 ・啓発用資材の制作・配布、協会ホームページを活用し、北方領土問題についての啓発を図っている。なお、協会ホームページでは青少年・教育者向けのコンテンツの充実を図っているところ。</p> <p>(2) 北方四島との交流事業 ・北方四島交流事業を実施・支援しており、事業参加者からは意見を聴取し、次回のプログラム作成の参考にしているところ。</p>
--	--	--

<p>その充実及び改善を図る。</p> <p>「四等交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申し合わせ)を踏まえ、四等交流等事業に使用する後継船舶の備船等、同事業に必要な業務を実施する。</p> <p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究</p> <p>調査研究については、事後における検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図った上で、返還運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、真に必要で有益な調査研究を行う。</p>	<p>② 専門家交流</p> <p>専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。</p> <p>特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。</p> <p>③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保</p> <p>「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申し合わせ)の趣旨を踏まえ、北方四島交流事業等関係府省等推進協議会に参加する。四島交流等事業に使用する後継船舶については、平成20年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結するとともに、平成24年度を目途として長期備船に係る本契約を締結する。</p> <p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究</p> <p>北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等を踏まえて、具体的なテーマを選定し、調査研究を行い、これらを返還運動関係者の活動の参考に供するとともに、国民に対して分かりやすく情報提供を行うこととし、ホームページ等を通じて積極的に公表する。</p> <p>その際、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直</p>	<p>・教育専門家や日本語講師を派遣しているところ。派遣者からは報告書の提出を受け、次回以降の事業内容の改善に役立っているところ。</p> <p>・後継船舶の確保については、事業者を選定し、協定を締結しており、現在、平成24年度の供用開始に向け、造船会社で詳細設計や建造作業に入っており、専門家による検討会議を設置し、適切な建造監理が行われるよう努めているところ。</p> <p>(3) 北方領土問題等に関する調査研究</p> <p>・テーマの選定を行い、有識者に研究論文の執筆を依頼して返還運動関係者に提供するとともに、協会ホームページにも公表しているところ。</p> <p>これまで毎年度開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じ開催することとしており、20、21、22年度については開催していない。</p>
--	---	--

<p>(4) 元島民等の援護</p> <p>元島民等は、北方領土問題が未解決のため特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしていることにかんがみて、以下の事業を行う。</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動を支援する。</p> <p>② 北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援する。</p> <p>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</p> <p>北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第百六十二号)に基づき、融資事業を実施する。その際、この制度が北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等にかんがみ、これらの者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金の低利融資を行う。</p>	<p>し改廃を図る。</p> <p>なお、協会業務の見直しを踏まえ、恒常的な研究会は廃止し、毎年度開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じ開催することとする。</p> <p>(4) 元島民等の援護</p> <p>① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援</p> <p>(7) 元島民等が行う研修活動や署名活動を支援する。</p> <p>(4) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。</p> <p>② 自由訪問に対する支援</p> <p>元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。</p> <p>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</p> <p>「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨を踏まえつつ、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。</p> <p>① 融資制度の周知</p> <p>融資の内容及び手続き等並びに平成20年4月1日より一部変更となる元居住者の要件及び新たに導入された死後承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。</p>	<p>(4) 元島民等の援護</p> <p>・元島民が行う研修・交流会や署名活動への支援を行うとともに、終戦当時の居住者の状況を示した北方四島居住者地図の作成やこれまで収集してきた北方四島関連資料等の散逸・劣化損傷を防ぎながら広く情報提供を行うために資料のデジタル化・情報発信事業に支援を行っているところ。</p> <p>・毎年度、元島民の事前研修を実施するとともに、自由訪問の実施に支援を行っているところ。</p> <p>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</p> <p>・融資説明会、相談会の開催や協会機関紙、ダイレクトメール、各種会議等のあらゆる機会を利用して融資制度等の周知に努めているところ。</p>
---	---	--

<p>また、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること。</li> <li>・生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持すること。</li> <li>・住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。</li> <li>・主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含</li> </ul>	<p>② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。</p> <p>③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。</p> <p>また、業務実施にあたっては、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること。</li> <li>・住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。</li> <li>・主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>関係金融機関との定例的な会議や打合せ、金融機関担当者向けの融資制度の手引の作成、配布を通じ、連携を図っているところ。</u></li> <li>・<u>債権回収の強化措置や貸付条件の厳格化措置を実施し、各資金毎にリスク管理債権の適正化に努めており、年度毎に計画で定めている目標の抑制水準を達成しているところ。</u></li> <li>・<u>実施済み</u></li> <li>・<u>平成22年度において主務官庁の方針が決定され、その方針に従い、融資の利便性の一層の向上を図るべく、住宅関連資金を統合の上、上限金額を引き上げるなどの措置を平成23年4月より実施したところ。</u></li> <li>・<u>各資金については、主務官庁により検討結果を踏まえ現状のまま存続するとされたため、現行の制度を存</u></li> </ul>
--	---	---

<p>め必要な措置を講ずること。</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項 「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。また、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項 業務の重要度と優先順位を踏まえ、職員の適正な配置を行うことにより、業務の効率化を図る。</p>	<p>制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。</p> <p>3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙</p> <p>4. 短期借入金の限度額 【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。 【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。</p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p> <p>6. 剰余金の使途 剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 (表略)</p>	<p>続することとした。</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項 ・中期計画予算を作成するとともに、短期借入金の限度額や重要な財産の処分等に関する計画、剰余金の使途等の計画を定め、適切な業務運営を行っているところ。また、財務内容等の一層の透明性確保については、既述のとおり、一般業務勘定、貸付業務勘定のセグメント毎に決算等会計情報を公表しているところ。</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項</p>
---	--	--

	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。</p> <p>② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首より1名削減するものとする。 (参考1) 1) 期首の常勤職員数 18人 2) 期末の常勤職員数 17人 (参考2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【法人単位】 990百万円(非常勤役員報酬を除く)</p>	<p>・業務の重要度と優先順位、人員削減計画等を踏まえ、<u>職員の適性に応じた人員配置を行っている。また、研修に参加させることにより、能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指しているところ。</u></p> <p>・<u>22年度末において1名を削減したところ。</u></p>
--	---	---